別記様式第１０号（法第２１条第１項、要領第３第３項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　農林事務所長

（農林水産部長）

特定環境負荷低減事業活動実施計画（の変更）に係る認定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画（の変更）については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下「法」という。）第２１条第６項の規定に基づく農林水産大臣、○○市町村長の同意を得た上で、同条第１項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第２１条第４項第１号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、法第２８条第１項の規定により、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項の許可があったものとみなされます。（※１）

記

１　農地を転用する者の住所等

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 住所 |
|  |  |

２　土地の所在等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | | 面積  （㎡） | 備　考 |
| 登記簿 | 現 況 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第２１条第４項第１号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、法第２８条第２項の規定により、農地法第５条第１項の許可があったものとみなされます。（※２）

記

１　当事者の住所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏名 | 住所 |
| 譲　受　人 |  |  |
| 譲　渡　人 |  |  |

２　土地の所在等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | | 面積  （㎡） | 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | | 備　考 |
| 登記簿 | 現 況 | 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第２１条第４項第２号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、法第３０条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２２条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。（※３）

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金等交付財産を活用する者の氏名 | 補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称 | 補助金等の名称 |
|  |  |  |

（備考）

　１　下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、法第21条第６項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。

　２　※１二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第４条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※２波線部分は、同法第５条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。

　３　※３破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の承認を受けなければならない場合に記載する。

　４　記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

　５　別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。